

○沿岸漁業改善資金の概要

沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沿岸漁業従事者の近代的な漁業技術の導入に係る設備資金などに対する貸付を無利子で行うものです。
国庫補助金(2/3)及び県費(1/3)を原資とし、沿岸漁業改善資金特別会計にて運営しています。

○制度改正の内容(右側の「図1」参照)

第11次地方分権一括法※による沿岸漁業改善資金助成法の一部改正により、従来の県が事業者に対して直接融資する「直貸方式」に加え、金融機関を介して事業者へ融資する「転貸方式」を導入することが可能となりました。
このため、具体的な貸付手続き、貸付基準などを定めている大分県規則及び告示等の改正を行い、転貸方式での融資手続きができるよう、制度改正を実施しました。

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第44号)

○転貸方式の取扱いが可能な金融機関※

農林中央金庫、漁業協同組合、銀行、信用金庫
※取扱金融機関は法令で規定されています。

○転貸方式導入のメリット

・全国漁業基金協会からの債務保証を受けることにより、連帯保証人なしでの借入が可能となります。※

※債務保証を受ける場合は、所定の債務保証料を支払う必要があります。
また、融資機関等の審査により連帯保証人を求められる場合もあります。

・従来、水産制度資金を取り扱うことができなかった金融機関(銀行、信用金庫)も制度資金の取扱いが可能となります。

○転貸方式の手続き(右側の「図2」参照)

事業計画が貸付資格を満たしているか等を知事が審査し、認定の可否を決定します。認定に際しては、原則として県、市町村、漁協の職員等で構成する「地区運営協議会」の意見を参考に判断します。※

※現行の直貸方式に関する「貸付け」の可否についても、同様の手続きで実施しています。

なお、金融機関による融資審査、保証機関による保証審査は上記の貸付資格の審査とは別個に行われます。

